

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（昭和40年岩手県訓令第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="167 909 499 1048">1 企画理事、会計管理者、本庁の部長、出納局長、理事及び技監</td> <td data-bbox="499 909 767 1048">[略]</td> </tr> </table>	1 企画理事、会計管理者、本庁の部長、出納局長、理事及び技監	[略]	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="853 909 1185 1048">1 企画理事、会計管理者、本庁の部長、<u>秘書広報室長</u>、出納局長、理事及び技監</td> <td data-bbox="1185 909 1453 1048">[略]</td> </tr> </table>	1 企画理事、会計管理者、本庁の部長、 <u>秘書広報室長</u> 、出納局長、理事及び技監	[略]
1 企画理事、会計管理者、本庁の部長、出納局長、理事及び技監	[略]				
1 企画理事、会計管理者、本庁の部長、 <u>秘書広報室長</u> 、出納局長、理事及び技監	[略]				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="167 1055 499 1435">2 本庁の副部長、室長、担当技監、<u>首席政策監</u>、参事、技術参事、特命参事（室に置かれる特命参事を除く。）<u>、交通政策参事</u>、総括課長、<u>政策調査監</u>、報道監、総務事務センター所長、部付及び局付</td> <td data-bbox="499 1055 767 1435">部長</td> </tr> </table>	2 本庁の副部長、室長、担当技監、 <u>首席政策監</u> 、参事、技術参事、特命参事（室に置かれる特命参事を除く。） <u>、交通政策参事</u> 、総括課長、 <u>政策調査監</u> 、報道監、総務事務センター所長、部付及び局付	部長	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="853 1055 1185 1435">2 本庁の副部長、室長、担当技監、<u>首席調査監</u>、参事、技術参事、特命参事（室に置かれる特命参事を除く。）<u>、総括課長</u>、<u>調査監</u>、報道監、総務事務センター所長、<u>出納指導監</u>、部付及び局付</td> <td data-bbox="1185 1055 1453 1435">部長、<u>秘書広報室長</u>又は<u>出納局長</u></td> </tr> </table>	2 本庁の副部長、室長、担当技監、 <u>首席調査監</u> 、参事、技術参事、特命参事（室に置かれる特命参事を除く。） <u>、総括課長</u> 、 <u>調査監</u> 、報道監、総務事務センター所長、 <u>出納指導監</u> 、部付及び局付	部長、 <u>秘書広報室長</u> 又は <u>出納局長</u>
2 本庁の副部長、室長、担当技監、 <u>首席政策監</u> 、参事、技術参事、特命参事（室に置かれる特命参事を除く。） <u>、交通政策参事</u> 、総括課長、 <u>政策調査監</u> 、報道監、総務事務センター所長、部付及び局付	部長				
2 本庁の副部長、室長、担当技監、 <u>首席調査監</u> 、参事、技術参事、特命参事（室に置かれる特命参事を除く。） <u>、総括課長</u> 、 <u>調査監</u> 、報道監、総務事務センター所長、 <u>出納指導監</u> 、部付及び局付	部長、 <u>秘書広報室長</u> 又は <u>出納局長</u>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="167 1442 499 1868">3 企画室、<u>地域振興支援室</u>、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室、医師支援推進室、雇用対策・労働室、<u>競馬改革推進室</u>、<u>総務室</u>及び<u>総合防災室</u>の職員（室長及び<u>交通政策参事</u>の担当区分にある職員を除く。）</td> <td data-bbox="499 1442 767 1868">[略]</td> </tr> </table>	3 企画室、 <u>地域振興支援室</u> 、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室、医師支援推進室、雇用対策・労働室、 <u>競馬改革推進室</u> 、 <u>総務室</u> 及び <u>総合防災室</u> の職員（室長及び <u>交通政策参事</u> の担当区分にある職員を除く。）	[略]	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="853 1442 1185 1868">3 企画室、<u>総務室</u>、<u>総合防災室</u>、<u>政策推進室</u>、<u>地域振興室</u>、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室、医師支援推進室、雇用対策・労働室及び<u>競馬改革推進室</u>の職員（室長並びに<u>政策監</u>及び<u>調整監</u>の担当区分にある職員を除く。）</td> <td data-bbox="1185 1442 1453 1868">[略]</td> </tr> </table>	3 企画室、 <u>総務室</u> 、 <u>総合防災室</u> 、 <u>政策推進室</u> 、 <u>地域振興室</u> 、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室、医師支援推進室、雇用対策・労働室及び <u>競馬改革推進室</u> の職員（室長並びに <u>政策監</u> 及び <u>調整監</u> の担当区分にある職員を除く。）	[略]
3 企画室、 <u>地域振興支援室</u> 、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室、医師支援推進室、雇用対策・労働室、 <u>競馬改革推進室</u> 、 <u>総務室</u> 及び <u>総合防災室</u> の職員（室長及び <u>交通政策参事</u> の担当区分にある職員を除く。）	[略]				
3 企画室、 <u>総務室</u> 、 <u>総合防災室</u> 、 <u>政策推進室</u> 、 <u>地域振興室</u> 、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室、医師支援推進室、雇用対策・労働室及び <u>競馬改革推進室</u> の職員（室長並びに <u>政策監</u> 及び <u>調整監</u> の担当区分にある職員を除く。）	[略]				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="167 1874 499 2098">4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの</td> <td data-bbox="499 1874 767 2098"><u>首席政策監</u>、<u>交通政策参事</u>、<u>出納局長</u>、<u>総括課長</u>、<u>政策調査監</u>、<u>報道監</u>又は<u>総務事務センター所長</u></td> </tr> </table>	4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの	<u>首席政策監</u> 、 <u>交通政策参事</u> 、 <u>出納局長</u> 、 <u>総括課長</u> 、 <u>政策調査監</u> 、 <u>報道監</u> 又は <u>総務事務センター所長</u>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="853 1874 1185 2098">4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの</td> <td data-bbox="1185 1874 1453 2098"><u>首席調査監</u>、<u>総括課長</u>、<u>調査監</u>、<u>報道監</u>、<u>総務事務センター所長</u>、<u>政策監</u>、<u>調整監</u>又は<u>出納指導監</u></td> </tr> </table>	4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの	<u>首席調査監</u> 、 <u>総括課長</u> 、 <u>調査監</u> 、 <u>報道監</u> 、 <u>総務事務センター所長</u> 、 <u>政策監</u> 、 <u>調整監</u> 又は <u>出納指導監</u>
4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの	<u>首席政策監</u> 、 <u>交通政策参事</u> 、 <u>出納局長</u> 、 <u>総括課長</u> 、 <u>政策調査監</u> 、 <u>報道監</u> 又は <u>総務事務センター所長</u>				
4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの	<u>首席調査監</u> 、 <u>総括課長</u> 、 <u>調査監</u> 、 <u>報道監</u> 、 <u>総務事務センター所長</u> 、 <u>政策監</u> 、 <u>調整監</u> 又は <u>出納指導監</u>				

5 広域振興局の部長、保健福祉室長、 <u>林務室長</u> 及び特命参事	[略]
6 広域振興局の室の職員（保健福祉室長及び <u>林務室長</u> を除く。）	[略]
7 広域振興局の職員で前2	[略]

5 県南広域振興局の部長、保健福祉室長及び特命参事並びに沿岸広域振興局及び <u>県北広域振興局の地域振興センター、保健福祉環境センター、農林振興センター、水産振興センター及び土木センターの所長（岩泉土木センター所長を除く。）及び室長</u>	[略]
6 広域振興局の室の職員（ <u>納税室長、課税室長、県税室長、保健福祉室長及び農業振興室長、盛岡広域振興局農政部八幡平農業改良普及室長</u> 及び <u>県南広域振興局の農業改良普及室長以外の農業改良普及室長、県南広域振興局農政部農村整備室長以外の農村整備室長、林務室長、管理用地室長、道路河川室長、建築住宅室長</u> 並びに <u>普及サブセンター及び林務出張所の職員</u> を除く。）	[略]
7 広域振興局の地域振興センター、総務センター、 <u>県税センター、保健福祉環境センター、農林振興センター（普及サブセンター及び林務出張所を除く。）</u> 、 <u>農村整備センター、水産振興センター及び土木センター（ダム建設事務所を除く。）</u> の職員（前2項に掲げる職員を除く。）	所長
8 広域振興局の職員でダム建設事務所、普及サブセンター及び林務出張所の職員であるもの	ダム建設事務所長、普及サブセンター所長又は林務出張所長
9 広域振興局の職員で5の	[略]

<p><u>項に掲げる職員並びに局長、保健福祉環境技監及び副局長以外のもの</u></p>		<p><u>項から前項までに掲げる職員並びに局長、保健福祉環境技監、副局長、盛岡広域振興局、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の部長並びに盛岡広域振興局及び県北広域振興局の農業改良普及室長及び農村整備室長並びに沿岸広域振興局及び県北広域振興局の経営企画部 県税室長以外のもの</u></p>	
<p>8 <u>広域振興局総合支局の局長、保健福祉環境技監、部長、特命参事、税務室長、北上総合支局農林部農村整備室長及び一関総合支局農林部農村整備室長</u></p>	<p>総合支局長</p>	<p>10 <u>東京事務所の職員で所長及び部長以外のもの</u></p>	<p>部長</p>
<p>9 <u>広域振興局総合支局の室の職員（普及サブセンターの職員並びに農業改良普及室長及び花巻総合支局農林部農村整備室長以外の室長を除く。）</u></p>	<p>室長</p>		
<p>10 <u>広域振興局総合支局の職員で県民センター、農林センター、土木センター及び普及サブセンターの職員</u></p>	<p>所長</p>		
<p>11 <u>広域振興局総合支局の職員で前3項に掲げる職員以外のもの</u></p>	<p>部長</p>		
<p>12 <u>地方振興局の室の職員（釜石地方振興局農林部農業改良普及室及び普及サブセンターの職員並びに盛岡地方振興局農政部八幡平農業改良普及室長以外の室長を除く。）</u></p>	<p>室長</p>		
<p>13 <u>農林水産調整監の担当区分にある職員</u></p>	<p>農林水産調整監</p>		
<p>14 <u>地方振興局の職員で岩手出張所、ダム建設事務所、</u></p>	<p>所長</p>		

普及サブセンター及び出先事務所の職員	
15 地方振興局の職員で前3項に掲げる職員並びに局長、保健福祉環境技監、部長、特命参事、税務室長、農業改良普及室長（盛岡地方振興局農政部八幡平農業改良普及室長を除く。）、農村整備室長及び農林水産調整監以外のもの	部長
16 [略]	[略]
17 [略]	[略]
18 [略]	[略]
19 [略]	[略]
20 [略]	[略]
21 [略]	[略]
22 中央農業改良普及センターの職員（広域振興局総合支局農業改良普及室兼務を命ぜられている職員及び軽米普及サブセンターの職員並びに所長及び副所長を除く。）	[略]
23 [略]	[略]
24 東京事務所の職員で所長及び部長以外のもの	部長
25 [略]	[略]
26 [略]	[略]
27 [略]	[略]
28 [略]	[略]

(職務専念義務免除)

第7条 職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年岩手県条例第5号。以下「特免条例」という。）第2条の規定に基づいてその職務に専念する義務の免除の承認を受けようとするときは、職務専念義務免除申請書（様式第5号）を所属長を経由して政策推進課、企画室、総務室若しくは出納局の管理課長、労働委員会事務局審査調整課総括課長又は収用委員会事務局長（以下「管理課長等」という。）に提出しなければならない。ただし、短時間等の場合で別に定めるものについては、職務専念義務免除承認整理簿（様式第

11 [略]	[略]
12 [略]	[略]
13 [略]	[略]
14 [略]	[略]
15 [略]	[略]
16 [略]	[略]
17 中央農業改良普及センターの職員（広域振興局農業改良普及室兼務を命ぜられている職員及び軽米普及サブセンターの職員並びに所長及び副所長を除く。）	[略]
18 [略]	[略]
19 [略]	[略]
20 [略]	[略]
21 [略]	[略]
22 [略]	[略]

(職務専念義務免除)

第7条 職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年岩手県条例第5号。以下「特免条例」という。）第2条の規定に基づいてその職務に専念する義務の免除の承認を受けようとするときは、職務専念義務免除申請書（様式第5号）を所属長を経由して秘書課、総務室、政策推進室、企画室若しくは出納局の管理課長、労働委員会事務局審査調整課総括課長又は収用委員会事務局長（以下「管理課長等」という。）に提出しなければならない。ただし、短時間等の場合で別に定めるものについては、職務専念義務免除承認整理簿

6号)に所要事項を記入して所属長の承認を受けることにより(電磁的方法を使用する場合にあっては、別に定める方法により)、職務専念義務免除申請書の提出を省略することができる。

2・3 [略]

(当直の種類及び勤務時間)

第23条 当直は、宿直及び日直の2種類とし、その勤務時間は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	本庁舎及び土曜日に執務を行わない出先機関のある庁舎	左欄に掲げる庁舎以外の庁舎
宿直	午後5時30分から(本庁舎において休日(岩手県の休日に関する条例(平成元年岩手県条例第1号)に規定する県の休日)をいう。以下同じ。)以外の日にあっては、午後6時から)翌日の午前8時30分まで	午後5時30分(執務が行われる土曜日)にあっては、午後零時30分)から翌日の午前8時30分まで
日直	休日の午前8時30分から午後5時30分まで	休日(執務が行われる土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分まで及び宿直を置かない出先機関に限り執務が行われる土曜日の午後零時30分から午後5時30分まで

2 [略]

(文書及び物品の收受)

第25条 当直員(本庁に置かれる当直員を除く。)は当直勤務中に送達された文書及び物品を收受した場合には、次に定めるところにより処理しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 前各号の規定により保管した文書及び物品は、当直勤務終了後、広域振興局にあっては総務部総務課長、広域振興局総合支局にあっては地域支援部総務入札課長(行政センター庁舎にあっては地域支援部県民センター所長)、地方振興局にあっては企画総務部総務課長、出先機関にあっては関係機関の長にそれぞれ引き継ぐこと。ただし、当直の引継ぎを次の当直員に対して行うときは、その者に引き

(様式第6号)に所要事項を記入して所属長の承認を受けることにより(電磁的方法を使用する場合にあっては、別に定める方法により)、職務専念義務免除申請書の提出を省略することができる。

2・3 [略]

(当直の種類及び勤務時間)

第23条 当直は、宿直及び日直の2種類とし、その勤務時間は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	本庁舎及び土曜日に執務を行う出先機関のない庁舎	左欄に掲げる庁舎以外の庁舎
宿直	午後5時15分(本庁舎において休日(岩手県の休日に関する条例(平成元年岩手県条例第1号)に規定する県の休日)をいう。以下同じ。)以外の日にあっては、午後5時45分)から翌日の午前8時30分まで	午後5時15分(執務が行われる土曜日)にあっては、午後零時15分又は午後零時30分)から翌日の午前8時30分まで
日直	休日の午前8時30分から午後5時15分まで	休日(執務が行われる土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで及び宿直を置かない出先機関に限り執務が行われる土曜日の午後零時15分又は午後零時30分から午後5時15分まで

2 [略]

(文書及び物品の收受)

第25条 当直員(本庁に置かれる当直員を除く。)は当直勤務中に送達された文書及び物品を收受した場合には、次に定めるところにより処理しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 前各号の規定により保管した文書及び物品は、当直勤務終了後、広域振興局にあっては経営企画部総務課長又は総務部総務課長(宮古地区合同庁舎、大船渡地区合同庁舎及び二戸地区合同庁舎にあっては経営企画部地域振興センター総務課長、花巻地区合同庁舎及び一関地区合同庁舎にあっては総務部総務センター総務課長、奥州地区合同庁舎江刺分庁舎にあっては農政部農村整備室管理用地課長、北

継ぐこと。これらの場合において、書留等配布簿に記載した文書又は物品については、その到達を確認した上、引継ぎを受けた者から当該帳簿に受領印を徴して引き継ぐこと。

上地区合同庁舎、遠野地区合同庁舎、一関地区合同庁舎千
既分庁舎及び岩泉地区合同庁舎にあつては土木部土木セン
ター管理課長又は管理用地課長、出先機関（広域振興局
を除く。）にあつては関係機関の長にそれぞれ引き継ぐこ
と。ただし、当直の引継ぎを次の当直員に対して行うとき
は、その者に引き継ぐこと。これらの場合において、書留
等配布簿に記載した文書又は物品については、その到達を
確認した上、引継ぎを受けた者から当該帳簿に受領印を徴
して引き継ぐこと。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。